



週間情報



No.2404

発行日 平成24年1月31日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ 第3回東日本大震災活動記録誌編集委員会の開催

全国消防長会

全国消防長会では、平成24年1月26日（木）、東京消防庁麹町合同庁舎（千代田区）において、第3回東日本大震災活動記録誌編集委員会を開催しました。

本編集委員会については、昨年3月11日に発生した東日本大震災における経験や教訓を今後の消防行政に反映させるため、被害状況や消防職員の活動状況等について記録誌を編集することを目的に開催したものです。

なお、今回が最後の編集委員会となり、3月下旬に発行予定です。

編集委員会の概要については、次のとおり。

- 1 全国消防長会事務総長あいさつ
- 2 編集委員会委員長あいさつ
- 3 議題
 - (1) スケジュール等について
 - (2) 掲載内容の確認
 - ア 表紙～（写真）～目次
 - イ 第1章 地震・津波の概要
 - ウ 第2章 原子力発電所事故の概要
 - エ 第3章 被害状況
 - オ 第4章 関係機関の対応状況及び協働・連携等
 - カ 第5章 消防本部の活動
 - キ 第6章 消防長・消防隊員の手記
 - ク 附属 DVD（画像・動画集・資料集）
 - (3) その他



【第3回東日本大震災活動記録誌編集委員会の開催状況】

消防本部の動き

◆ 大型量販店で夜間訓練を実施

西宮市消防局では、平成23年12月19日(月)、西宮市内の大型量販店の協力を得て、夜間消防活動訓練を実施しました。

訓練は、営業時間終了後に火災が発生し、逃げ遅れがあるとの情報で活動しました。

また、現場指揮本部を設置し、勤務人員の状況や建物情報、危険物情報を関係者から収集して、隊員への周知を徹底しました。

訓練での現示に、要救助者役や関係者役を店舗従業員に依頼していたため、実災害に近い訓練となり事業者との連携を深め今後の活動に生かすことができました。

西宮市消防局(兵庫)



【夜間訓練実施状況】

◆ 雪山遭難救助搬出訓練の実施

高島市消防本部では、平成24年1月23日(月)、北部消防署救助隊員が中心となり雪山(マキノ高原・標高約700m付近)での山岳救助訓練を実施しました。

訓練は、雪崩に巻き込まれた要救助者を救出する想定で、ビーコン、ゾンデ棒の取り扱いを実施後、隊員の1名を遭難者に見立て搬出訓練を開始しました。標高が低くなるにつれ雪質も変化していき、約2mの積雪のため登山道も解りづらく、また道標も埋まっているため、搬送に時間がかかりましたが、各隊員の経験や日頃の勘とGPSの確認をしながら実災害に近い訓練をすることができました。

高島市の観光として、中央分水嶺高島トレイルが整備されてからは、年間を通して登山者があり、冬期は年齢を問わずスノーシューを使用した雪山散策が人気を呼んでいます。

今後は、滋賀県防災ヘリコプター(琵琶)との連携を視野に入れながら、要救助者の救出・搬送を安全かつスムーズに行えるよう日々精進していきたいと考えています。

高島市消防本部(滋賀)



【雪山での遭難救助訓練実施状況】

◆ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集

消防庁

標記について、平成24年1月24日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、平成24年1月25日から平成24年2月23日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

今回の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令第5条の規定に基づき、火災予防に係る条例制定基準を定めることとされている対象火気設備等の対象に、電気自動車用の急速充電設備を追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目を新たに定めるものです。
- (2) 消防用設備等の非常電源に用いる蓄電池設備にリチウムイオン蓄電池を用いるものを追加することに伴い、リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の構造及び性能の基準を新たに定めるものです。
- (3) パッケージ型自動消火設備に中継装置を用いるものを追加することに伴い、中継装置に係る設置及び維持に関する基準等を新たに定めるものです。
- (4) 蓄電池設備の基準及びパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の改正に伴い、蓄電池設備及びパッケージ型自動消火設備の点検を行うことができるよう、消防庁告示の改正を行うものです。
- (5) パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の改正に伴い、パッケージ型自動消火設備の試験を行うことができるよう、消防庁告示の改正を行うものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）
- ・パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件の一部を改正する件（案）
- ・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）
- ・消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）

○ 詳細については、別紙（省略）の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成24年2月23日（木）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2401/240124_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】 予防課

担 当： 滝補佐・松浦

電 話： 03-5253-7523

FAX： 03-5253-7533

◆ 東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申

消防庁

標記について、平成24年1月30日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。
昨年8月に消防庁長官から消防審議会へ「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方について」諮問を行いました。

その諮問を受け、消防審議会において、東日本大震災における被害や応急活動等を踏まえ、地域における地震・津波避難対策の推進、地域総合防災力の充実強化、緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備のあり方、民間事業者における地震・津波対策などについて審議が行われ、この度、諮問に対する答申が取りまとめられましたのでお知らせします。

<添付資料>

・消防審議会答申の概要（省略）

・[東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申](#)（別添え）

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2401/240130_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】総務課

担 当：信夫補佐、川畑事務官、先崎事務官

電 話：03-5253-7506

FAX：03-5253-7531

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcaj.gr.jp